

第5回 司法制度論

今回は、わが国の司法制度の仕組みについて解説します。民事裁判や刑事裁判の手続について説明するとともに、裁判官、検察官、弁護士などの法律家の役割について紹介します。

1. 法的責任の追及方法

- ・ 私人間の紛争を解決するための手続に関する事件を民事事件、ある行為者の行為が犯罪であるか否かを決定し、どのような刑罰を科すのかを決める手続に関する事件を刑事事件という。また、国や地方公共団体がした行為に不服がある場合など、行政に関連して生じた紛争を解決するための手続に関する事件を行政事件という。

[ケース]

某大学某学部3年生で普通自動車運転免許を所持している甲（20歳）は、サークルのコンパにおいて、飲食店でビールやサワー等を飲み、重度の酔いの残ったままで、自己の所有する自動車で帰宅しようとした。途上、甲は、信号機のない横断歩道にさしかかった際、横断歩道を渡ろうとしていた70歳代男性の歩行者Aがいることに気づいていたが、Aが渡りきるかまたは車を避けるために立ち止まるだろうと考え、減速せず、また、停止線でも停止せずにそのまま走行し、結果として、Aを跳ねた。甲は、Aが頭部から血を出し、その場にうずくまって倒れていたことに気づいていたが、怖くなって、そのまま逃げた（Aは、その後、通行人Bにより発見されたが、搬送先の病院で死亡が確認された）。

このケースにおいて、法的には、甲はどのような責任が問われうるか。

2. 民事裁判の手続

- ・ 紛争の発生
↓
- ・ 訴えの提起
訴状の提出
訴状の送達
口頭弁論期日の指定
当事者の呼出し
答弁書の提出
↓
- ・ 口頭弁論
原告の請求内容・主張の陳述（訴状）
被告の答弁・主張の陳述（答弁書）
↓
- ・ 争点・証拠の整理
↓ →和解勧告 →和解



- ・ 証拠調べ
 - 書証の取調べ
 - 証人尋問
 - 当事者尋問など
- ↓
- ・ 弁論終結
- ↓
- ・ 判決言渡し
 - 請求の認容／棄却 → 執行手続

3. 刑事裁判の手続

- ・ 事件の発生
- ↓
- ・ 捜査
 - 警察官（司法警察職員）による捜査
 - 被疑者の身柄の確保
 - 証拠の収集・保全（搜索、押収、検証、被疑者・参考人の取調べ、鑑定囑託など）
 - 事件の送致

検察官による捜査

- 被疑者の身柄の確保
- 証拠の収集・保全

↓

→ 不起訴・起訴猶予

- ・ 検察官による公訴の提起

↓

- ・ 冒頭手続

- 人定質問
- 検察官の起訴状朗読
- 権利告知
- 被告人・弁護人の陳述

↓

- ・ 証拠調べ手続

- 冒頭陳述
- 犯罪事実に関する立証（検察官、被告人・弁護人）
- 被告人質問
- 情状に関する立証

↓

- ・ 弁論手続

- 検察官の論告・求刑
- 弁護人の弁論
- 被告人の最終陳述

- ・ 弁論終結

↓

- ・ 判決の宣告 → 刑の執行



わが国では、2009（平成 21）年 5 月から、一般の国民の中から選任された裁判員が、一定の重大な犯罪についての刑事裁判に、裁判官と協働して、事実の認定や法令の適用、刑の量定の判断を行うという制度が実施されている。

この裁判員制度は、一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、司法に対する国民の理解が増進し、信頼が向上し、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることから導入された（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 1 条）。

4. 法律家

- ・ いわゆる法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）になるためには、司法試験（憲法・民法・刑法の短答式試験と、公法系・民事系・刑事系・選択科目の論文式試験から構成される）に合格し、最高裁判所が設置する司法研修所で1年間の研修を経て試験（民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護）に合格する必要がある。
- ・ 司法試験を受験するためには、2004年4月以降に設置された法科大学院という専門職大学院（未修者は3年間、既修者は2年間）を修了する（または、1年以内に修了見込みである）必要がある。また、司法試験予備試験（短答式試験、論文式試験及び口述式試験から構成される）に合格すれば、法科大学院を終了しなくても司法試験の受験資格が得られる。

(1) 裁判官

- ・ 裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類がある（日本国憲法76条、裁判所法2条）。
- ・ 裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事の6種類がある（裁判所法5条）。
- ・ 裁判官は、1人あるいは複数で裁判所を構成し裁判を行う。また、司法行政事務を行う。
- ・ 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢40歳以上の者から任命される（裁判所法41条1項）。判事補は、司法修習を終えた者から任命される（43条）。判事は、判事補や検察官・弁護士などを通算10年以上経験した者などから任命される（42条1項）。簡易裁判所判事は、判事補や検察官・弁護士、裁判所事務官、法務事務官などを3年以上経験した者から任命される（44条1項）ほか、多年司法事務に携わり、簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者で、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経た者も任命されうる（45条）。
- ・ 定年は、最高裁判所と簡易裁判所の裁判官が70歳で、その他は65歳である。

(2) 検察官

- ・ 検察庁には、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁の4種類がある（検察庁法1条、2条）。検察庁には、部が置かれることもある。
- ・ 検察官には、検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事の5種類がある（検察庁法3条）。
- ・ 検察官は、犯罪を捜査し（刑事訴訟法191条1項）、刑事について、公訴を提起し、公判を維持し、刑事の裁判が正当に執行されるよう指揮監督する権限を有する（刑事訴訟法472条、検察庁法4条）。そのほか、公益の代表者として、少年審判において、非行事実を認定する手続に関与して証人等に質問したり意見を述べたり（少年法22条の2）、民事事件の原告として訴えを提起したり（民法744条）、申立人になったり（民法7条、

25 条、26 条など)、身分関係の訴訟に関与することもある (人事訴訟法 12 条、26 条、42 条、43 条)。

- ・ 検事は、原則として司法修習生の修習を終えた者などから任命される。裁判官や弁護士であった者などからも任命されうる。副検事は、警察官や検察事務官などを 3 年以上経験した者で、考試に合格した者からも任命される (検察庁法 18 条)。

(3) 弁護士

- ・ 弁護士は、訴訟の代理その他法律事務を行うことができる (弁護士法 3 条)。なお、民事訴訟では、必ずしも弁護士によらなくとも裁判を行うことができる。一方、刑事訴訟では、死刑または無期もしくは長期 3 年を超える懲役・禁錮にあたる事件を審理するには、弁護人がいなければ開廷できない (刑事訴訟法 289 条)。
- ・ 弁護士になるには、司法修習生の修習を終え、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない (弁護士法 4 条、8 条)。

その他の法律家

- ・ 裁判所書記官は、裁判所において、裁判官の命を受けて、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管などを行う (裁判所法 60 条)。
- ・ 裁判所調査官は、裁判所において、裁判官の命を受けて、事件の審理・裁判に必要な調査などを行うことを任務とする (裁判所法 57 条)。
- ・ 司法書士は、法務局に提出する書類の作成や申請の代理、裁判所や検察庁に提出する書類の作成を任務とする (司法書士法 3 条)。研修を受け法務大臣の認定を受ければ、簡易裁判所において訴訟代理もできる。
- ・ 公証人は、法律行為に関する公正証書の作成などを行う (公証人法 1 条)。

今回は、アクティブ・ラーニングのセッションです。憲法問題をめぐって、事前に与えられた資料を読んだうえで、必要に応じて資料を自ら収集し、他者の議論を踏まえつつ、論拠を示しながら自分の主張を的確に述べるようになることが目標です。

必ず、授業前までに、教科書の「課題研究 2 公共政策の決定のあり方」(140-153 頁)を読んでおいてください。そのうえで、必要に応じて、図書館等を利用して資料等を自主的に収集し、小グループ討議において自ら主張する趣旨をまとめておきましょう。

今回は、授業時間に遅れると授業への参加ができなくなることがあります。絶対に授業時間に遅れないように注意してください。